

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方
に関する調査研究結果報告書 (概要版)

平成24年3月

全体概要

趣旨・位置づけ

本調査研究は、地方税に係る業務・システムの見直しの前提として、その現況について確認するとともに、番号制度が各地方団体の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容について、現時点で判明している範囲でガイドラインの案としてとりまとめ

目次・概要

1 本報告の趣旨

調査研究の趣旨、マイナンバー法案と番号制度のポイントについて整理

2 番号制度の概要

3 地方団体の税務システムの現況

- ・市町村、都道府県に対する調査の結果を踏まえ、システム改修費用や職員作業負荷に影響を与える要因を整理し、番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型を提示
- ・市町村、都道府県、設計開発事業者に対するヒアリング調査結果を紹介

4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響

番号制度導入後の地方税業務の流れ、システムの改修や運用について、影響と対応の方向性を概括的に記載し、その全体像を提示

5 システム改修要件（市町村）

システムモデルを設定した上で、番号制度導入で必要となる地方税システムの改修内容について、現時点で判明している範囲でとりまとめ（市町村、都道府県ごと、税目ごと）

6 システム改修要件（都道府県）

7 地方税分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点

地方団体の類型ごとの費用や対応負荷の見込み、費用を抑制するためのポイントを提示

8 地方税分野における番号制度の導入に伴う便益

番号制度導入に伴い想定される住民側、行政側の便益について、ヒアリング調査結果をもとに分析

9 今後の検討課題

今後の進展を踏まえ、検討すべき課題等を提示

ガイドライン案

※調査研究に当たり実施したアンケート調査結果を添付

第1章「本報告の趣旨」、第2章「番号制度の概要」

第1章 本報告の趣旨

(3ページ)

地方団体における現在の地方税に係る業務、システムを調査し、番号制度導入に伴う地方団体の課題や対応策を明らかにしつつ、地方団体の実情に応じた対応を検討することにより、地方団体の円滑な番号制度導入に資することを目的として以下を実施

- ◆地方団体の税務システム現況調査
- ◆改修にあたってのガイドライン案の作成
- ◆地方税分野における番号制度の導入に伴う費用と便益についての検討

※「番号制度に係る地方税務システム検討会」での検討内容を踏まえて作成

※今後の法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載の内容に変更が生じる可能性がある。また、現時点で仕様が明確でない情報提供ネットワークシステムとの接続に関する事項については具体的な記述は行っていない。

第2章 番号制度の概要

(4～11ページ)

(経緯)

- ・「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）
- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（通称：マイナンバー法案）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」（平成24年2月14日 閣議決定）

(マイナンバー法と地方税分野)

- ・個人住民税分野においては、給与支払報告書や申告書等に番号が記載されて提出されてくることにより、現在行っている名寄せ作業の効率化や正確性の向上が図られるとともに、不申告や扶養是正の税務調査がよりの確に行われることによる課税の適正化が期待
- ・情報提供ネットワークシステムを介した行政機関間の情報連携により、個人住民税の課税事務のために把握した所得情報を社会保障分野に提供することで、社会保障給付手続きにおける所得証明書の添付省略や、所得に応じたきめ細かな社会保障制度の実現に貢献

(今後のスケジュール)

- ・平成26年10月、マイナンバーを通知
- ・平成27年1月以降、社会保障・税分野のうち、可能な範囲からマイナンバー、法人番号を利用開始
- ・平成28年1月、情報提供ネットワークシステムの運用開始（国の機関間）
- ・平成28年7月、情報提供ネットワークシステムの運用開始（地方団体）

第3章 「地方団体の税務システムの現況」 (1 / 4)

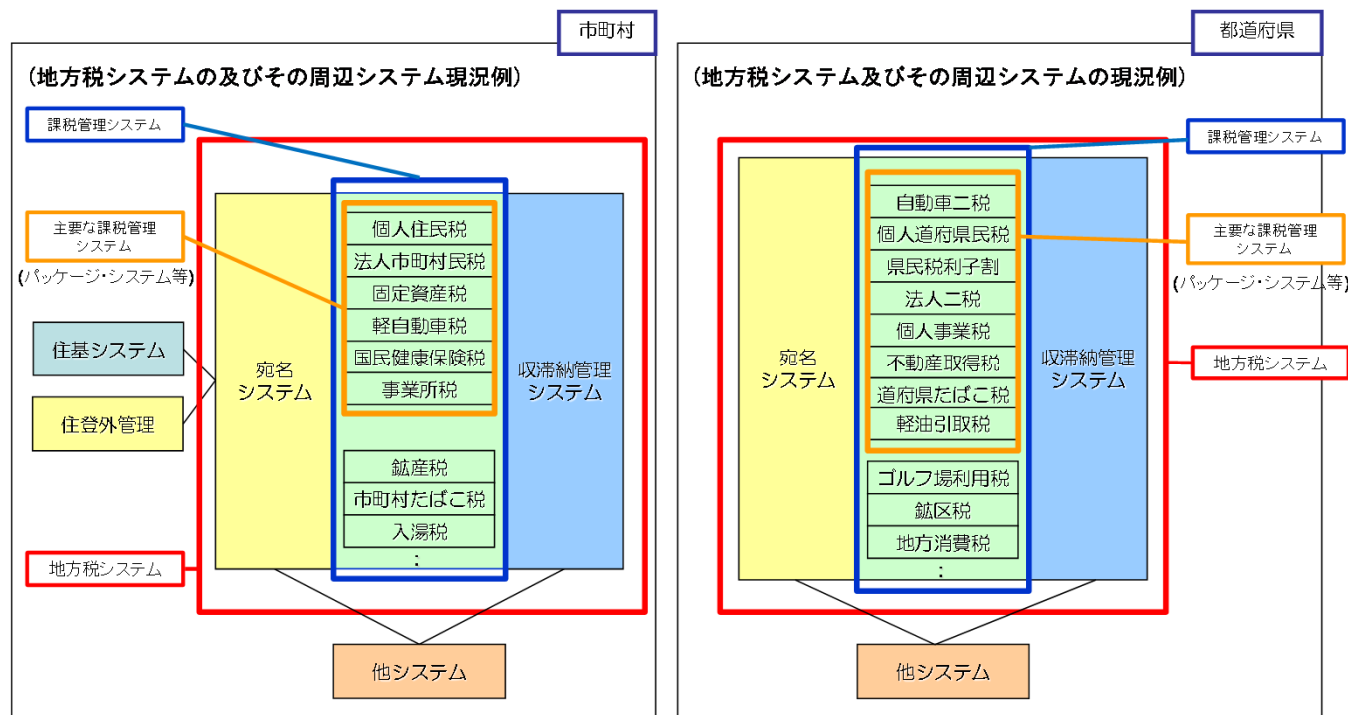
第3章 地方団体の税務システムの現況 (アンケート調査の概要等)

(12~19ページ)

番号制度に係る地方税務システムの改修の検討等に資するため、地方団体の税務部局、システム部局に対してアンケート調査を実施

- 調査方法 Webアンケート・システムにより回答を入力、提出
- 対象地方団体 47都道府県、1,748市町村(東京23特別区を含む) (2011年12月現在)
- 質問項目の分類 ①地方団体の属性、②既存システムの類型、③改修経費、④便益試算の基礎資料
- 実施時期 2011年12月21日(水)~2012年1月13日(金)
- 提出率 市町村92.5%、都道府県100.0%

※アンケートにあたり想定した地方税システム及びその周辺システムの現況



第3章 「地方団体の税務システムの現況」 (2/4)

第3章 地方団体の税務システムの現況 (アンケート調査結果)

(20~47ページ)

		市町村	都道府県
システムの の類型	ハード ウェア	<ul style="list-style-type: none"> オープン系サーバの団体の割合が高い(約8割) 団体規模が大きくなるにつれ汎用機系の割合が増加(50万人超の団体で約5割) 	<ul style="list-style-type: none"> 汎用機とオープン系サーバの団体の割合が半々で拮抗
	導入方式	<ul style="list-style-type: none"> パッケージ製品を利用する団体が約9割(半数以上は何らかのカスタマイズ) 団体規模が大きくなるにつれ、独自開発やカスタマイズの割合が増加(50万人超の団体では約5割が独自開発) 	<ul style="list-style-type: none"> 独自開発の団体が約8割、パッケージ製品のカスタマイズが約2割(ノンカスタマイズは無し)
システム費用		<ul style="list-style-type: none"> システム費用と住民数は正の相関がみられる。 システムの類型はシステム改修費用に影響を与えている(ノンカスタマイズパッケージは費用が安い傾向) 	<ul style="list-style-type: none"> システム費用と住民数は正の相関がみられる。 システムの類型別の費用について、市町村ほど明確な差異は無い
その他		<ul style="list-style-type: none"> 約9割の団体が税目横断的な宛名管理システムを利用 住登外管理の者のデータ数の住民数に対する割合が40%超の団体は約7割 地域情報プラットフォーム準拠団体は、個人住民税システムで、約3.5割 	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の団体が税目横断的な宛名管理システムを利用

※地方税システムの類型については次項参照

第3章 「地方団体の税務システムの現況」 (3 / 4)

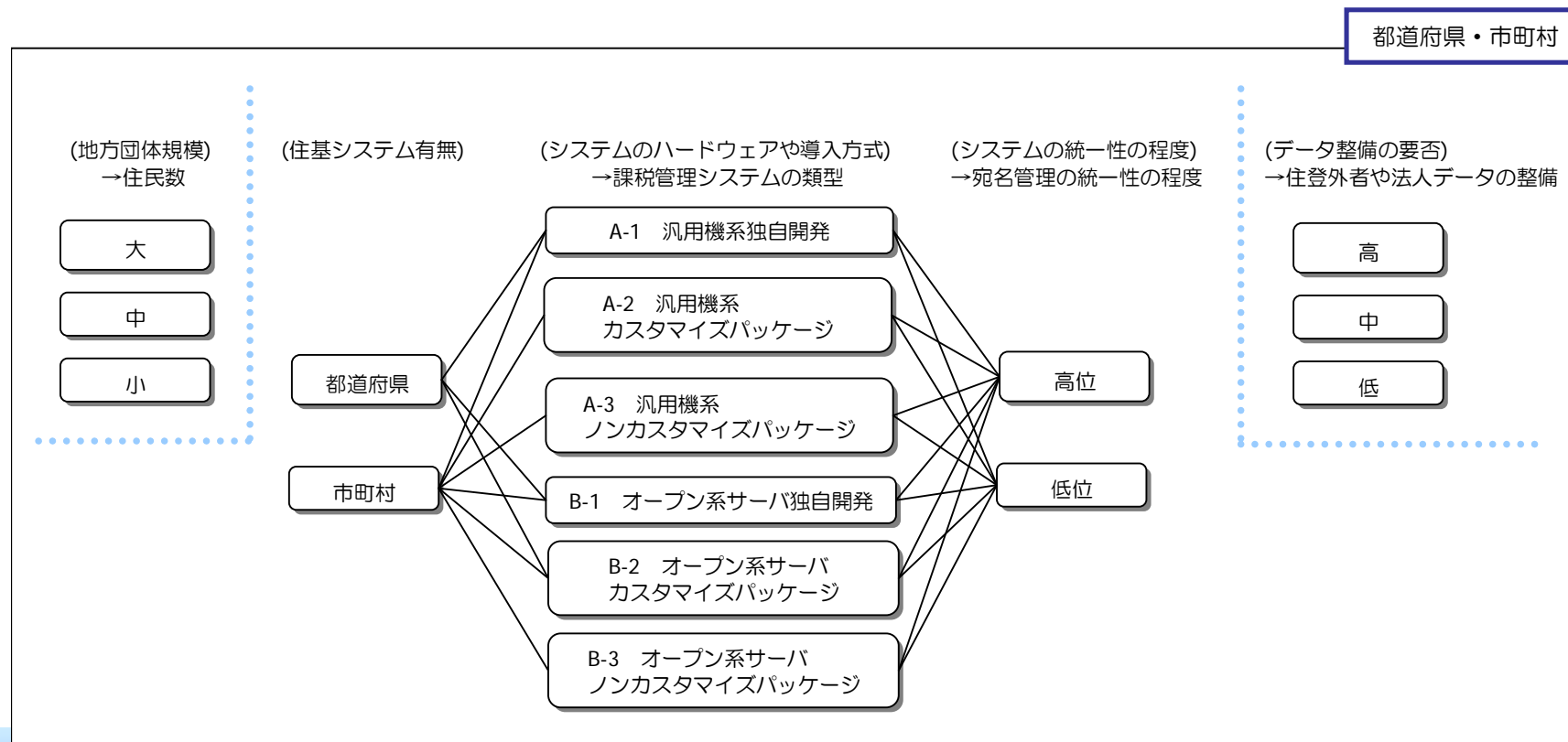
第3章 地方団体の税務システムの現況 (地方税システムの類型)

(48~61ページ)

システム改修費用や職員作業負荷に影響を与える要因を整理し、番号制度導入に係る対応に応じて地方団体を類型化

(類型化の観点)

- アンケート調査結果から、地方団体規模（住民数）、課税管理システムの類型（A-1~B-3）は、地方税システムのシステム費用に影響を与えていることが示唆され、番号制度導入に伴うシステム改修費用にも影響を与えると想定
- 宛名管理の統一性の程度（高位・低位）は、番号制度導入に伴うシステム改修費用に影響を与えることを想定（システム改修が必要となる範囲・規模が異なると考えられる）
- 住登外者や法人データのデータ重複等が多い地方団体においては、対応負荷が高いことを想定



第3章 「地方団体の税務システムの現況」 (4 / 4)

第3章 地方団体の税務システムの現況 (ヒアリング調査結果)

(62～68ページ)

- 番号制度導入後の業務の流れや番号制度により得られる便益についての検討に資するため、地方団体における現行業務の流れや、業務処理時間、システムの状況について地方団体等に対するヒアリング調査を実施

ヒアリング対象団体

							市町村
No.	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考	
1	50万人超	指定都市	関東	平成24年1月18日	汎用機系－独自開発 (1997年1月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 収納管理、固定資産税は宛名管理が別となっている。 住登外者のデータ管理数/住民数＝約40% 	
2	約10万人	一般市	東海	平成24年1月31日	オープン系サーバ －カスタマイズパッケージ (2012年1月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 統一性の高い宛名管理がなされている。 住登外者のデータ管理数/住民数＝約81% 	
3	約7万人	一般市	東海	平成24年1月31日	汎用機系－独自開発 (1986年4月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 統一性の高い宛名管理がなされている。 住登外者のデータ管理数/住民数＝約50% システム刷新の予定あり 	
4	約5万人	一般市	関西	平成24年1月27日	オープン系サーバ －ノンカスタマイズパッケージ (2010年3月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 統一性の高い宛名管理がなされている。 住登外者のデータ管理数/住民数＝200%超 	
5	約4万人	町村	九州	平成24年2月3日	オープン系サーバ －カスタマイズパッケージ (2010年10月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 統一性の高い宛名管理がなされている。 住登外者のデータ管理数/住民数＝約83% 	

							都道府県
No.	住民数	団体区分	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考		
1	300万人超	都道府県	平成24年2月23日	オープン系サーバ独自開発 (2011年7月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 統一性の高い宛名管理がなされている。 更改前は税目別の独自サブシステムで構成。 元々自動車税のシステムから開始し、少しずつ税目を増やす経緯でシステム化(基本的に一からシステム化) 県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。 		
2	300万人以下	都道府県	平成24年3月13日	汎用機系－独自開発 (1997年4月導入)	<ul style="list-style-type: none"> 税目別個別で宛名管理がなされている。収滞納管理も宛名管理は別となっている。(宛名管理の統一性の程度が低位) 県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。 		

マイナンバー、法人番号を用いた地方税データの管理に係る影響

①マイナンバー、法人番号の取得方法

○既存の番号との関係

- 改修範囲の局所化、マイナンバー、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の番号に代替するのではなく、既存の番号に追加してマイナンバー、法人番号を保有、管理できるようにすることが適切と考えられる。

○制度導入時

- 制度導入時に、既に保有している税情報とマイナンバー、法人番号との紐付け（初期突合）を行う必要がある。
- マイナンバーについては、既存住基システム、住基ネットを利用してマイナンバーを取得
 - 市町村の住民：①既存住基システムから正確かつ迅速に初期突合が可能であること、②個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号との紐付けが必要となることから、初期突合が必須
 - 市町村の住登外者や都道府県の住民：費用対効果を検証し、可能な範囲で初期突合を行なうといったことも考えられる
- 法人番号の初期突合については、引き続き検討

○制度導入後

- 申告等の際にマイナンバーを取得する場合、本人確認及びマイナンバーの真正性の確認が必要（個人番号カードの提示が原則）
- 固定資産税（土地・家屋）のようにマイナンバー、法人番号が記載されていない情報をもとに課税を行なう場合や、個人番号カードの提示を受けられない場合の本人確認、真正性の確保が課題
- 法人番号の真正性の確認については、引き続き検討

②地方税事務における番号活用の場面

- マイナンバー、法人番号による検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどによりマイナンバー、法人番号を利用して業務を行えるようにする必要

③個人情報保護、情報セキュリティの確保

- 特定個人情報保護評価の実施、地方団体内での情報連携のあり方など、今後検討が必要

第4章「番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」(2/4)

情報提供ネットワークシステムを介した照会・情報提供への対応

- 情報提供ネットワークシステムとの接続方法について、今後検討が必要
- 照会・情報提供に用いる符号と個人データとの紐付けについて、今後検討が必要
- 提供する情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等を想定
- 提供データ項目については、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、ユースケースの具体化を踏まえて検討が必要

想定スケジュールと移行に係る留意事項

①地方税務分野のスケジュール

平成27年 1月以降 税務分野でマイナンバー、法人番号の利用開始

- 個人住民税、給与支払報告書等については、平成27年分所得に係るものから番号を記載
- 法人二税の申告書は、これ以降に開始する事業年度に係るものからマイナンバー、法人番号を記載

平成28年 7月 情報提供ネットワークシステムを介した照会・提供開始

※今後、様式に記載事項等を改めるための地方税法施行規則等の改正が予定されており、本改正後には各地方団体において対応した条例の改正が必要

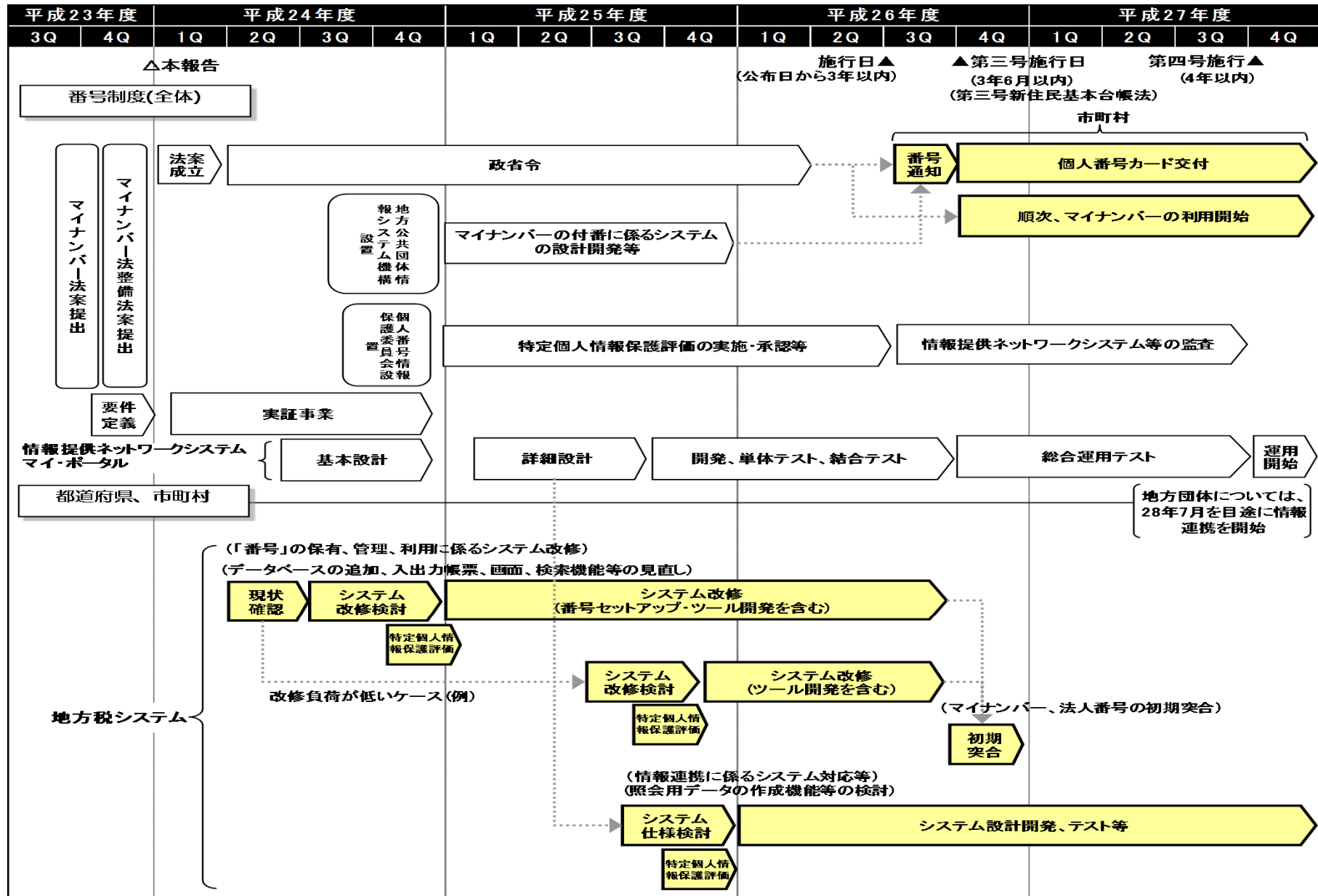
②システム改修スケジュール

「マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修」、「情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等」の2に分けて検討（実際のシステム改修で両者を一度にまとめて行なうのか、段階的に行なうのかについては、今後の政府における検討や各地方団体のシステムの状況、改修の負荷等を踏まえて効率的な方法を検討する必要）

- **マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修**
 - 平成27年1月の番号利用開始までに、マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用のための改修（データベースへの項目追加、入出力帳票、画面、検索機能等の見直し等）を行なう必要
- **情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等**
 - 平成28年7月までに情報提供ネットワークシステムを通じて情報を提供できるようにする必要。ただし、情報提供ネットワークシステムの総合運用テストが平成26年度中に開始予定とされていることから、より早期の対応が必要となる可能性

※改修負荷の程度に応じてシステム改修検討の開始時期が異なることが見込まれ、まずは各地方団体において現状確認が必要

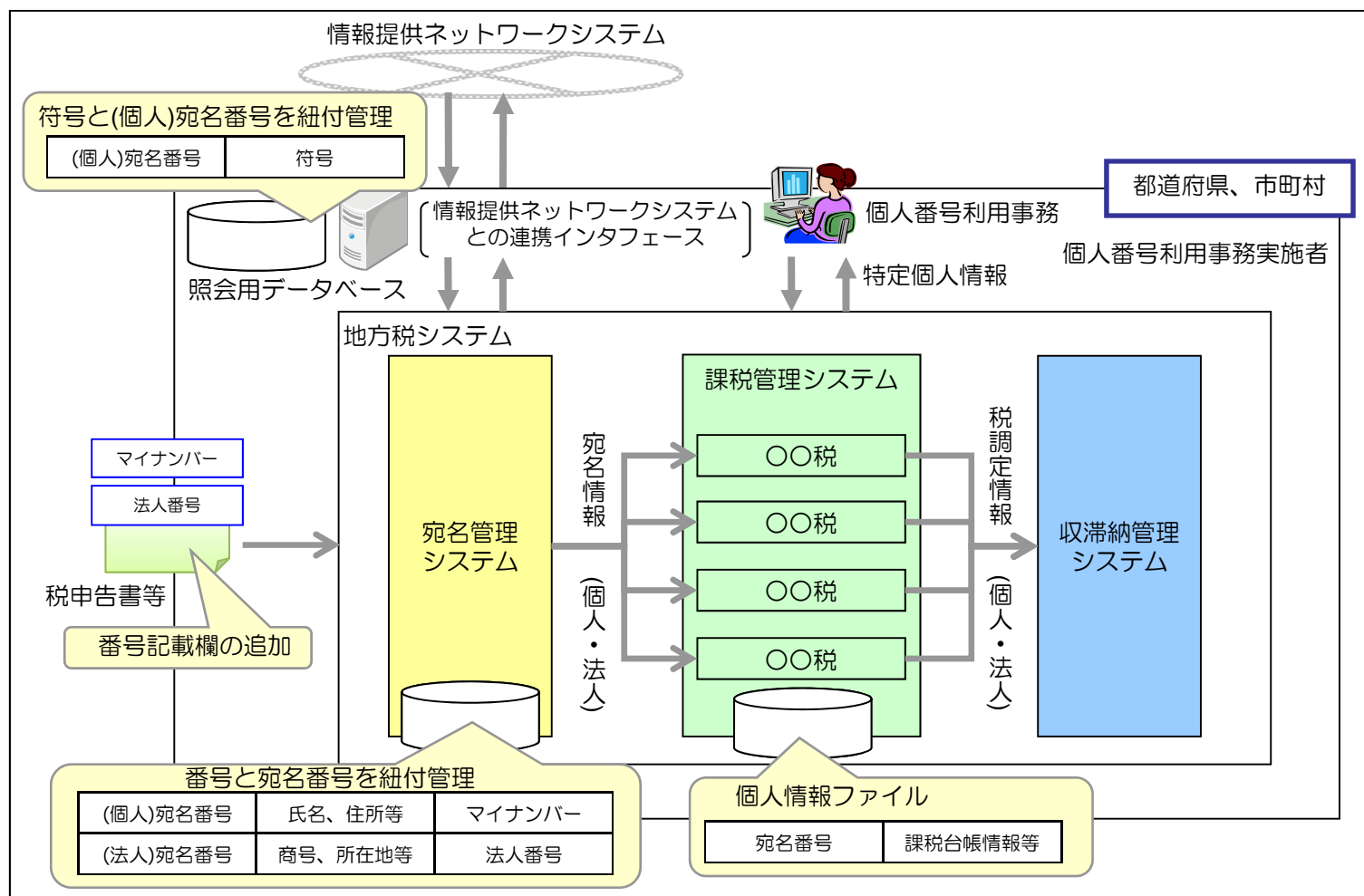
第4章 「番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」 (3/4)



第4章 「番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」 (4/4)

番号制度導入後の地方税システムのイメージ

- ガイドライン案で前提とする地方税システムのシステムモデルを、アンケート調査結果を踏まえて設定
 - 宛名情報は、宛名管理システムで共通的に管理
 - 調定情報は、収納管理システムで共通的に管理
- 上記システムモデルを前提に、番号制度導入後の地方税システムのイメージを提示



第5章 「システム改修要件 (市町村)」

第5章 システム改修要件 (市町村)

(78~122ページ)

番号制度導入に伴う業務・システムへの影響の概要を踏まえ、市町村の宛名管理システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を提示

● 宛名管理システム

- 宛名管理システムでは、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報を管理
- 宛名情報と、各税業務の課税情報とを関連付けるために、個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号を利用
- 番号制度導入後はマイナンバー、法人番号を宛名管理システムに記録して管理することでシステム改修を局所化

● 個人住民税システム

- 番号制度導入により、市町村に提出される書類にマイナンバーが記載されることから、マイナンバーをキーとして、給与支払報告書等と申告書との名寄せがより正確かつ効率的に行えることが期待
- 納税義務者本人以外に、控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者を特定するにあたり、マイナンバーを利用
- これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行なうなどで、業務が効率化

● 法人市町村民税システム

- 番号制度導入により届出書や申告書にマイナンバー、法人番号が記載され、市町村では申告書等の処理作業でマイナンバー、法人番号を利用

● 固定資産税システム

- 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所（名称と所在地）からマイナンバー、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用

● 軽自動車税システム

- 軽自動車等の所有者にマイナンバー、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行なう事務にマイナンバー、法人番号を利用

● 収滞納管理システム

- マイナンバー、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等を効果的に実施

第6章 「システム改修要件 (都道府県)」

第6章 システム改修要件 (都道府県)

(123~161ページ)

番号制度導入に伴う業務・システムへの影響の概要を踏まえ、都道府県の宛名管理システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を提示

● 宛名管理システム

- 宛名管理システムでは、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報を管理
- 宛名情報と、各税業務の課税情報とを関連付けるために、個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号を利用
- 市町村と異なり、既存住基システムを有しない都道府県では、申告書等から個人、法人の基本情報を収集・整備
- 番号制度導入後はマイナンバー、法人番号を宛名管理システムに記録して管理することでシステム改修を局所化

● 個人事業税システム

- 番号制度導入によって、個人事業税申告書、所得税確定申告書、住民税申告書等にマイナンバーが記載されることによって、納税義務者の個人特定作業の効率化を期待
- これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行なうなどで、業務が効率化することが想定

● 自動車税システム

- 自動車等の所有者にマイナンバー、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行なう事務にマイナンバー、法人番号を利用

● 法人道府県民税・事業税システム

- 番号制度導入によって届出書や申告書にマイナンバー、法人番号が記載され、都道府県では申告書等の処理作業でマイナンバー、法人番号を利用することが想定され、また賦課及び徴収等の事務においてもマイナンバー、法人番号を利用することが想定

● 不動産取得税システム

- 納税通知書の作成等で宛名管理システムや収納管理システムに納税義務者の宛名情報等を登録しており、番号制度導入後はマイナンバー、法人番号により管理することを想定

● 収滞納管理システム

- マイナンバー、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等を効果的に実施

第7章「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」(1/2)

第7章 地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点

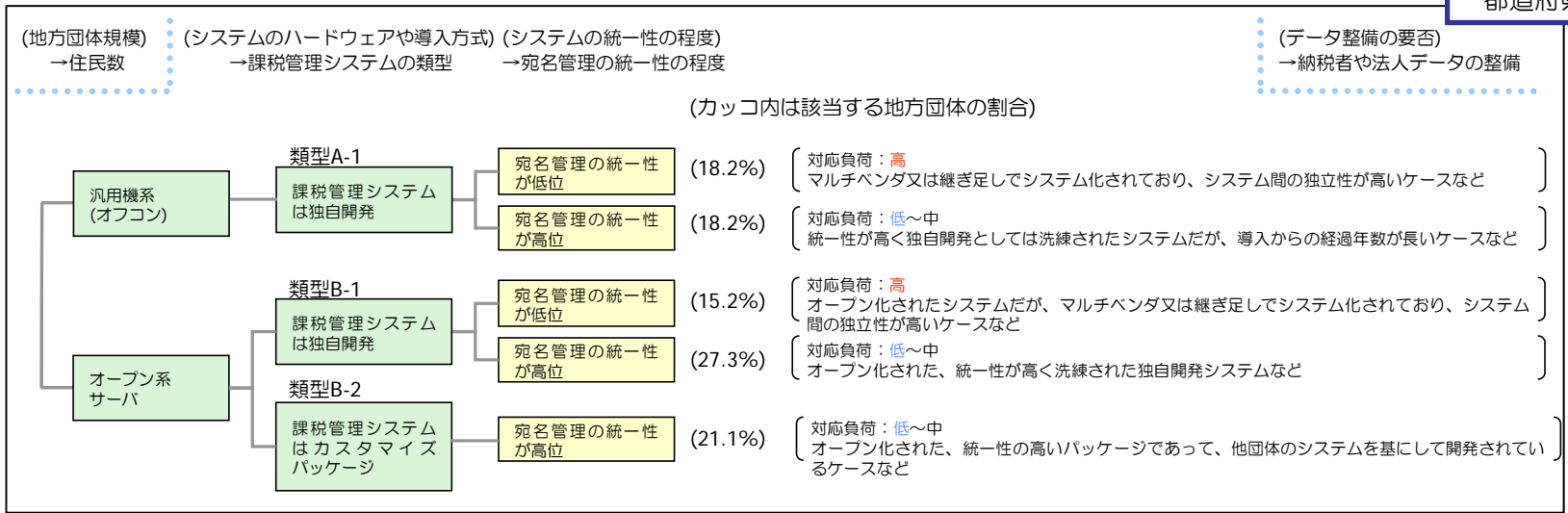
(162~172ページ)

- 各地方団体が番号制度の導入に伴い必要となるシステム開発費用について、地方団体の類型に応じた留意点を示すとともに、費用を抑制するためのポイントについて記述
- アンケート調査結果から、地方団体の類型ごとに毎年度の税制改正対応に要しているシステム改修費用について参考資料として提示
- 地方団体の類型ごとに、下図（都道府県については次頁）のとおり、システム改修に係る対応負荷を整理



第7章 「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」 (2 / 2)

都道府県



費用抑制のための留意点

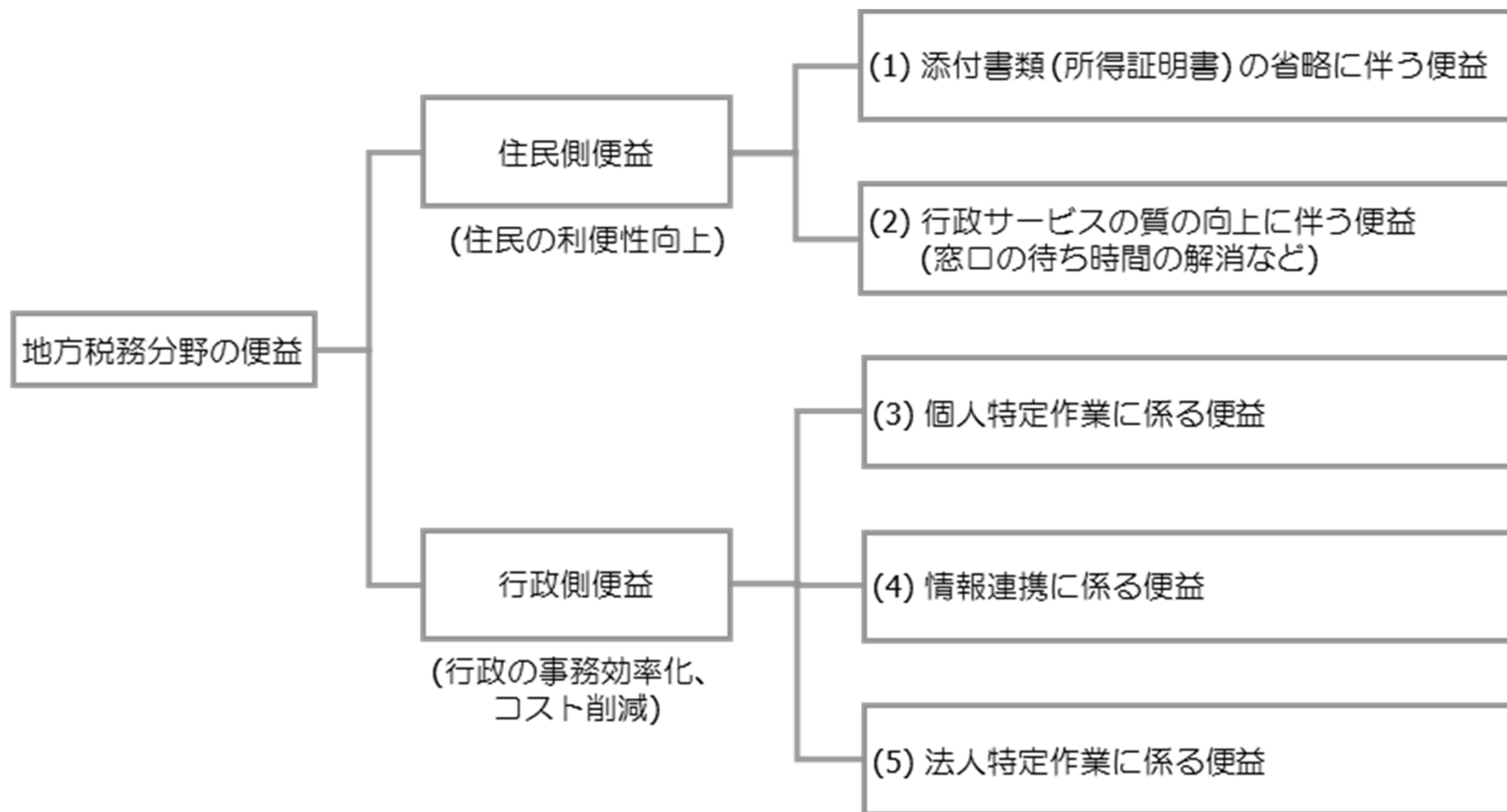
- 番号制度導入スケジュールを踏まえたシステム刷新等と二重投資の抑制
- オープン系サーバのパッケージ型システムの採用検討 (市町村)
- 自治体クラウド等の推進
- 地域情報プラットフォームへの準拠の推進(市町村)
- その他 (要件仕様の不確実性に伴うリスクの上積み抑制のための国の早期の方向性提示など)

第8章 「地方税務分野における番号制度の導入に伴う便益」

第8章 地方税務分野における番号制度の導入に伴う便益

(173~181ページ)

番号制度導入に伴う地方税務分野における便益は、「住民の利便性の向上」と「地方団体の行政事務の効率化、コスト削減」が基本



番号制度全体の検討を踏まえる必要がある以下の課題については、今後の検討課題

- 情報提供ネットワークシステムとの接続関連
 - －情報提供ネットワークシステムとの接続仕様
 - －符号の取得、保有、管理
 - －照会用データの仕様（項目、データ形式等）
- 法人番号の仕様、取得方法の具体化を踏まえた地方団体の利用
- マイ・ポータルで提供する情報、提供に必要な対応等
- システム改修費用抑制のための方策
- 個人情報保護対策、セキュリティの確保
- 本人確認のための方策
- 宛名管理システムのあり方について
- 住基ネット、既存住基システムの仕様